

添付法令資料 3 :

環境分野における監督及び行政制裁に関する2026年5月25日付
インドネシア共和国環境大臣／環境管理庁規則No. 6（目次）
同年6月15日施行

第1章	総則（第1条）
第2章	監督
第1節	権限（第2条ないし第5条）
第2節	監督の段階
第1款	通則（第6条）
第2款	計画（第7条ないし第16条）
第3款	実施（第17条ないし第29条）
第4款	監督結果の報告（第30条ないし第33条）
第3章	行政制裁
第1節	通則（第34条ないし第37条）
第2節	行政制裁の形態
第1款	通則（第38条）
第2款	書面による警告（第39条）
第3款	政府による強制措置（第40条ないし第43条）
第4款	行政上の制裁金（第44条ないし第55条）
第5款	事業許可又は政府承認の凍結（第56条及び第57条）
第6款	事業許可又は政府承認の取消し（第58条ないし第60条）
第3節	行政制裁賦課手続
第1款	通則（第61条）
第2款	違反の特定（第62条）
第3款	決定案の作成（第63条）
第4款	決定（第64条）
第5款	送達（第65条）
第4節	異議申立ての形態をとる行政上の不服申立て
第1款	異議申立権（第66条）
第2款	異議申立てに係る手続（第67条）
第3款	検証及び分析（第68条及び第69条）
第5節	行政制裁の履行状況に係る監督
第1款	通則（第70条）
第2款	行政制裁の履行に係る監督結果調書（第71条）
第3款	監督結果の報告（第72条ないし第74条）
第4章	監督及び行政制裁賦課に係る評価（第75条）
第5章	倫理規程

- 第1節 通則（第76条及び第77条）
- 第2節 職能団体、倫理規程評議会及び倫理規程審議会の設立（第78条ないし第81条）
- 第6章 指導（第82条）
- 第7章 資金調達（第83条）
- 第8章 終則（第84条及び第85条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所